

Information 町民税務課

人権擁護委員を紹介します

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、なおかつ守秘義務を遂行できる人物を広野町長が推薦し法務大臣から委嘱された人たちです。

広野町では、3人の人権擁護委員が町民の人権を守るため活動しています。

人権擁護委員の紹介

次の方は令和7年1月1日付けで、広野町の人権擁護委員に委嘱されました。任期は3年間です。



根本 耕一 さん



島村 智子 さん

人権擁護委員名簿 (敬称略) (令和7年1月1日現在)		
氏 名	新任再任	任 期
ねもと こういち 根本 耕一	再任	令和7年1月1日～ 令和9年12月31日
しまむら ともこ 島村 智子	再任	令和7年1月1日～ 令和9年12月31日
おおわだ あやこ 大和田 文子	再任	令和4年7月1日～ 令和7年6月30日

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information 相馬税務署

確定申告の納付には『振替納税』がおすすめ

確定申告の納付期限前に、慌てて金融機関などの窓口駆け込んだ経験はありませんか。

今回ご紹介する『振替納税』はとても便利な方法です。是非ご利用ください。

振替納税とは

所得税および復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）と個人事業者の消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の納付に利用でき、金融機関に出向くことなく、振替日に自動でご自身の預貯金口座からの引落としにより国税を納付する方法です。

『振替納税』を利用するには

令和6年分の確定申告で『振替納税』を利用したい場合は、下記に記載の納期限までに確定申告書と「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書（振替依頼書）」を税務署へ提出する必要があります（以前に提出された方は継続されますので、新たに提出は不要です。）。

納期限：所得税等…令和7年3月17日(月)
消費税等…令和7年3月31日(月)

提出方法

「振替依頼書」はオンライン（e-Tax）または書面により税務署へ提出してください。

オンラインでの提出は、e-Taxを利用して行うことから、アカウント（識別番号）の取得が必要になりますので、e-Taxホームページからご確認ください。



※利用する金融機関によっては、オンライン（e-Tax）提出を利用できないことがあります。

振替（引落）日

令和6年分の確定申告分の「振替日」は以下のとおりです。

振替日：所得税等…令和7年4月23日(水)
消費税等…令和7年4月30日(水)

その他の振替日については、国税庁ホームページで確認ください。

『振替納税』以外の納付方法

『振替納税』は、所得税等と個人事業者の消費税等によりのみ利用できます。贈与税や源泉所得税を納付する場合は、『ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）』をはじめとする『キャッシュレス納付』を是非ご利用ください。



他の納付手段はこちら



問 相馬税務署 ☎0244-36-3111（代表）
担当：管理運営部門

Information 総務課

広野町町営住宅などの入居者公募

広野町町営住宅などの入居者を募集しますので、入居を希望される方は、下記のとおり申込みください。

公募住宅の詳細

名 称	大平団地	虻木団地	桜田住宅	マリンコーポ
種 類	集合	集合	集合	集合
間取り	2DK 2LDK	3LDK	3DK	2LDK
構 造	RC造	RC造	RC造	RC造
空き戸数	6	2	10	2
建築年	昭和48年	昭和56年	平成6年	平成8年
階 数	2階 メゾネット	2階 メゾネット	5階 エレベータ無	3階 エレベータ無
所在地	折木大平地区	上浅見川虻木地区	下浅見川桜田地区	下浅見川桜田地区
所得要件*	月額所得 15万8千円以下	月額所得 15万8千円以下	月額所得 15万8千円以上	月額所得 20万円以上
その他	単身・ ペット不可	単身・ ペット不可	単身・ ペット不可	単身・ ペット不可
家 賃 (入居時)	8,700円～ 14,600円	11,000円～ 18,200円	33,000円～ 40,000円	52,000円、 58,000円

※所得要件については、「(世帯全員の合計所得－控除額の合計)÷12か月」といった算出式を用いますので詳細については、ホームページもしくは問合せ先までご連絡ください。

入居申込方法

申込資格

- ・原則として、同居親族（婚姻予定者を含む）があること。
- ・ただし、次に該当する方は単身での申し込みが可能です（桜田住宅、マリンコーポを除く）。
 - ▶60歳以上の方
 - ▶障がい者で、単身での生活が可能な方（身体1～4級、精神1～2級など）
 - ▶生活保護者
 - ▶その他、条例で定める方
- ・住宅に困っていることが明らかな方。
- ・前年の世帯の合計所得が上記の表の所得要件内であること。
- ・過去に町営住宅などに入居していた際に滞納家賃など債務がないこと。
- ・過去に町営住宅などに入居していた際に住宅明け渡しの請求を受けたことがないこと。
- ・暴力団員でないこと。

申込に必要な書類など

- ・入居申込書

- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・世帯全員が記載されている住民票の写し（筆頭者、続柄が記載されているもの）
- ・困窮事項申告書（大平団地、虻木団地の入居希望者のみ）
- ・令和5年度（令和4年分）および令和6年度（令和5年分）の課税証明書
- ・令和5年度納税証明書（住民税）

申込受付期間

令和7年2月17日（月）～令和7年2月28日（金）
窓口の受付は、午前8時30分～午後5時15分

選考方法

書類審査後、希望する部屋に重複があった場合は公開抽選により入居者を決定します。

入居抽選会および入居者説明会

令和7年3月中旬を予定しています。
申込された方には、書類審査後、電話または文書にてお知らせします。

入居可能時期

令和7年3月下旬を予定しています。

問 広野町 総務課 ☎0240-27-2111